

県立高校へ入学される生徒の皆様へ

～ 高等学校等就学支援金のお知らせ ～

平成 26 年 4 月以降に県立高校（中等教育学校の後期課程含みます。）に入学する方は、授業料に関する支援制度が新しくなり、原則として授業料を徴収します。ただし、住民税のうち「市町村民税所得割額」が 30 万 4,200 円（年収 910 万円程度）未満の世帯（※）の生徒には、「就学支援金」を支給し、公立高校の授業料とその就学支援金を相殺することで、生徒の授業料負担をなくします。

新しい制度で授業料負担をなくするためには、**住民税の市町村民税所得割が記載された書類と申請書を、入学する高校に、高校が指定する期限までに提出することが必要です。**

※市町村民税所得割額は、保護者に対する税額の合算で判断します。保護者 2 名（父母）が市町村民税所得割を課税されている場合は、それぞれの税額が記載された書類が必要です。

参考 県立高校授業料 <全日制> 年額 118,800 円 <定時制> 年額 32,400 円
<通信制> 1 単位 350 円（平日登校講座により履修する場合は 1 単位 700 円）

手続きについて

- 就学支援金の申請は、入学する高校を通じて行います。
- 入学する高校から配付される「高等学校等就学支援金受給資格認定申請書」（以下「申請書」といいます。）に必要事項を記入し、「市町村民税所得割額が記載された書類」を添付の上、高校が指定する期日までに高校へ直接提出していただきます。

高校が指定する期日までに提出できない場合、就学支援金が支給されない場合がありますので、提出書類については、あらかじめご準備しておいてください。

住民税の市町村民税所得割額が記載された書類

- 1 給与所得者（主にサラリーマン）の場合（特別徴収（給与から住民税が差し引かれている）の方）
給与所得者の方で、勤務先がひとつで、給与所得以外に不動産収入などの収入がない場合は、毎年 6 月頃に勤務先から配付される「市町村民税・県民税特別徴収税額通知書」の写しを提出してください。（通知書をお持ちでない方は 3 の書類）

【提出書類の見本】一部だけでなく、全体をコピーして学校へ提出してください。
（入学の際に提出するのは、昨年 6 月頃に配付された平成 25 年度の通知書です）

所得控除欄の「配偶者」「配偶者特別」欄を確認してください。
次の①～③の方は、配偶者の方の書類も必要になります。

- ①「配偶者」の欄が空欄の方
- ②「配偶者特別」欄に金額のある方
- ③「配偶者」の欄に金額があるが、配偶者に住民税が課税されている方（配偶者の収入が 100 万円を超える方場合）

2 主に個人事業者の場合（普通徴収の方）

主に個人事業者の方や、勤務先で給与から住民税が差し引かれていない方は、昨年6月頃に市町村が発行した「平成25年度市町村民税・県民税税額決定・納税通知書」の写しを提出してください。（通知書をお持ちでない方は3の書類）

なお、配偶者の方に収入があり、住民税のうち市町村民税所得割が課税されている場合は、それぞれの書類の提出が必要です。

3 上記の1又は2に当てはまらない方、もしくは書類をお持ちでない方

上記の1又は2に当てはまらない方や、1の「市町村民税・県民税特別徴収税額通知書」も2の「市町村民税・県民税税額決定・納税通知書」もお持ちでない方は、平成25年1月1日に住所を有する市区町村の窓口で発行される「平成25年度市町村民税・県民税課税（非課税）証明書」の写しを提出してください。

なお、市町村民税・県民税課税（非課税）証明書の発行には手数料が必要となり、市町村により手数料が異なります。また、発行を受けるためには、申請者（本人）を確認できるもの等が必要になりますので各市区町村に確認してください。

4 生活保護を受けている世帯の場合

生活保護法による生活扶助を受けている世帯の方は、保護者の所得を証明する書類として、生活保護受給証明書（原本）を提出してください。

市区町村の窓口が大変混み合うことが予想されますので、①又は②に当てはまる方は、お手持ちの①又は②の書類をご提出ください。

問い合わせ先：神奈川県教育委員会教育局行政部財務課 電話 045-210-8251
入学される高校または進級される中等教育学校の事務室